

介護予防・日常生活支援総合事業
(通所介護相当サービス・訪問介護相当サービス) の取り扱い

石垣市において、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）の開始以来、介護予防通所介護相当サービス、介護予防訪問介護相当サービスは月額包括報酬（定額制）としてきましたが、令和4年度より、「ニーズに応じた報酬設定」及び「利用者負担への配慮」の観点から、1回あたりの単価設定による報酬も用いることとし、事業対象者を要支援1相当のサービス内容とします。

また、利用者の状態像や環境に応じた支援が提供できる体制構築として、市独自のサービス報酬単価を新設します。

I 通所型サービス

1. 市独自のサービス報酬単価（新設）

現在、月額包括報酬に入浴や送迎も含まれていますが、本市では独居や住環境の問題から、入浴支援を必要としている利用者も多く、通所事業所での入浴ニーズが高くなっています。利用者のニーズにあった支援がスムーズに受けられるように、また事業所側の負担も考え、市独自のサービス報酬単価を新設します。

2. 区分と単位数（新設、変更のみ掲載）

支給区分	対象	単位数	サービスコード
通所型 独自サービス 1	要支援 1	384 単位/回	A61113
	事業対象者	1,672 単位/月 ※1月の提供回数が <u>4回以上</u> の場合	A61111
通所型 独自サービス 2	要支援 2	395 単位/回	A61123
		3,428 単位/月 ※1月の提供回数が <u>8回以上</u> の場合	A61121
通所型 独自サービス 入浴介助加算	要支援 1 要支援 2 事業対象者	34 単位/回	A71001

※実績に応じてサービスコードが変わります。

※変更箇所は、青字で記載しております。

II 訪問型サービス

1. 市独自のサービス報酬単価（新設）

令和3年4月の介護報酬改定でも自立生活支援・重度化防止に取り組みが推進されていますが、本市でも自立支援に取り組まれている事業所に対し、市独自のサービス報酬単価を新設します。

2. 区分と単位数（新設、変更のみ掲載）

支給区分	対象	単位数	サービスコード
訪問型 独自サービスⅠ (週に1回)	事業対象者	268 単位/回	A22411
	要支援1	1,176 単位/月	A21111
	要支援2	※1月の提供回数が <u>4回以上</u> の場合	
訪問型 独自サービスⅡ (週に2回)	事業対象者	272 単位/回	A22511
	要支援1	2,349 単位/月	A21211
	要支援2	※1月の提供回数が <u>8回以上</u> の場合	
訪問型 独自サービスⅢ (週に3回)	要支援2	287 単位/回	A22621
		3,727 単位/月 ※1月の提供回数が <u>12回以上</u> の場合	A21321
訪問型 独自サービス 生活機能向上評価加算	事業対象者 要支援1 要支援2	50 単位/月 ※年度で2回まで算定可	A31001

※実績に応じてサービスコードが変わります。

※変更箇所は、青字で記載しております。